

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号4条に基づいて当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 一期一会福祉会
法人所在地	愛知県岩倉市北島町二本木7番地
電話番号	(0587) 66-2110
代表者名	理事長 臼井 和香奈
設立年月日	昭和61年1月8日

2. ご利用の事業所

事業所の名称	阿久比一期一会ケアプランセンター
事業所の所在地	〒470-2212 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字桜ヶ丘195番地 指定介護老人福祉施設 阿久比一期一会荘内
管理者の氏名	若尾 卓司
電話番号	(0569) 47-0205
FAX番号	(0569) 47-0208
指定事業所番号	2375700321

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
事業運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、その他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

令和7年4月1日現在

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者 兼 介護支援専門員	1	1				1.0	1
介護支援専門員	2	2				2.0	1以上

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後5時30分）常勤で勤務	月9日以上
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（午前8時30分～午後5時30分）常勤で勤務	月9日以上

6. 営業日

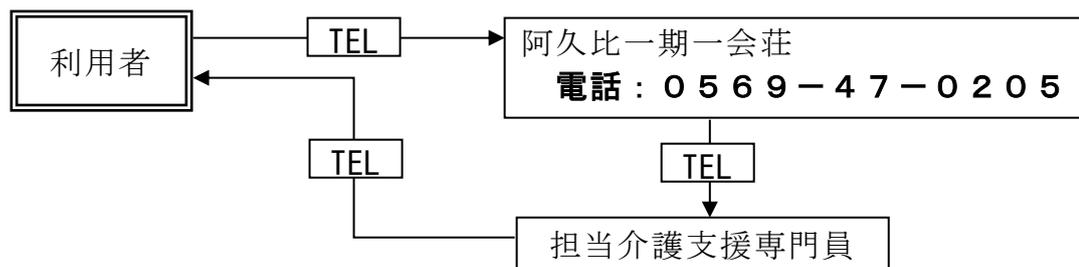
営業日	月曜日から金曜日（12月29日～1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

7. 24時間の連絡体制について

当事業所は、24時間の連絡体制を確保しています。

介護支援専門員が不在時の電話連絡は、併設施設（阿久比一期一会荘）の当直または宿直が対応します。

（担当介護支援専門員不在時の連絡流れ図）



（注）①担当介護支援専門員からの連絡を希望の場合は、

- ・担当介護支援専門員の氏名
 - ・ご自身の氏名
 - ・要介護者の氏名
 - ・連絡を希望する電話番号
- を必ずお伝え下さい。

②状況や時間帯によっては、連絡までに時間を要する場合があります。

8. 居宅介護支援のサービス内容について

①課題分析等の情報収集

当事業所職員がお伺いし、利用者本人の機能面（日常生活動作、心身機能など）、健康面（健康状態、疾患、栄養状態など）、介護の状況、住宅の環境、経済状況などさまざまな面から検討し、その原因と課題を明らかにしていきます。

施設への入所を希望される場合は、施設を紹介します。

②サービス提供事業所の紹介

利用者・家族は、居宅サービス計画書策定にあたって介護支援専門員に複数のサービス提供事業所の紹介を求めることができます。

（※同一敷地にサービス提供事業所がある集合住宅に居住の場合も含む）

利用者・家族は、介護支援専門員が居宅サービス計画書に当該サービス提供事業所を位置づけた理由を求めることができます。

利用者・家族が施設への入所を希望される場合は、施設を紹介します。

③サービス担当者会議

要介護認定や要介護認定の更新があった場合等に、利用者・家族、各事業所職員の参加のもと開催し、居宅サービス計画書の内容等について意見を求めます。

④居宅サービス計画書の交付

交付する書類は以下の通りです。

- ・居宅サービス計画書（1）　－利用者や家族の希望や総合的な援助の方針を示した書類
- ・居宅サービス計画書（2）　－解決すべき課題、目標、サービス内容や頻度などを示した書類
- ・週間サービス計画表　　　－1週間のサービス利用予定表
- ・サービス利用票　　　　　－利用するサービスの月間予定表
- ・サービス利用票別表　　　－1ヶ月にかかるサービスの料金表

⑤毎月1回、利用者宅へ訪問しモニタリング（評価）をします。

※利用者同意のもとで情報通信機器を利用して利用者と意思疎通ができること、他のサービス事業所との連携によるモニタリングができること等の条件を満たした場合は2ヶ月に1回の訪問となる場合があります。

⑥毎月、国民健康保険団体連合会がサービス内容を確認しチェックします。

⑦その他

- ・要介護認定の申請、更新、変更の代行
- ・関連申請等の連絡調整
- ・給付管理票の作成・提出

9. 居宅介護支援の利用料

サービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

①利用料

(参考) 1ヶ月あたりの居宅支援金額

居宅介護支援費 (I)

(居宅介護支援費 (i)) 要介護1・2 1,086単位

要介護3・4・5 1,411単位

加減算 (算定条件を満たした場合に加算または減算されます)

特定事業所加算 (III) 323単位

入院時情報連携加算 (I) 250単位

入院時情報連携加算 (II) 200単位

退院・退所加算 (I) イ 450単位

〃 (I) ロ 600単位

〃 (II) イ 600単位

〃 (II) ロ 750単位

〃 (III) 900単位

ターミナルケアマネジメント加算 400単位

特定事業所医療介護連携加算 125単位

通院時情報連携加算 50単位

緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位

初回加算 300単位

同一建物減算 ×95%

※事業所所在地における該当サービス種類の単位数あたり地域単位 (単位数単価) が必要となり、1単位地域区分 (7級地) として10,210円の1割負担分 (一定以上所得者は2割または3割負担分) が利用料金となります。

要介護認定を受けられた方の居宅介護支援の利用料は、介護保険給付から全額給付されるので自己負担はありません。

(注) 保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度等に応じてお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日お住まいの各市町村の窓口に提出しますと、全額払戻が受けられます。

②交通費

サービスを提供する実施地域 (知多郡阿久比町) にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に別途次の費用を交通費としてご負担いただきます。

- ・通常の事業の実施地域を越える地点から
片道1キロメートル毎 100円

③その他

- ・複写物の交付
サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。(10円/1枚)
- ・キャンセル料など
サービスを利用者の都合で事前の協議なくキャンセルした場合には、交通費等実費をいただくことがあります。

10. 公正中立性とサービス提供事業所の利用状況について

居宅介護支援事業所はサービス提供事業所に対して公正中立であり、利用者が自らの意思でサービス提供事業所を選択することができます。

当事業所の居宅サービス計画書に位置づけられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の前6ヶ月間(下記の算定期間)の利用状況は別紙のとおりです。

※算定期間 前期：3月～8月、後期：9月～2月

当事業所におけるサービス提供事業所の利用状況は、インターネット上の『愛知県介護サービス情報公表システム』で確認することができます。

11. 担当職員について

サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切なサービスができる計画を作成します。

サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。

もし説明の中で分からないことがあったら、いつでも担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にご遠慮なく質問してください。

職員は、身分証明書類を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。

希望すればいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、担当の職員が異動・退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。

12. 入院時における医療機関との連携について

医療と介護の連携を円滑にするため、入院となった場合は担当介護支援専門員にその旨を速やかに伝えると共に、入院先の医療機関にも担当介護支援専門員の事業所名および氏名、連絡先を伝えてください。

13. 障害福祉サービスとの連携について

障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用される場合、障害福祉制度の相談支援事業者と連携をとるよう努めます。

14. 事業の実施地域

実施地域	知多郡阿久比町（その他地域については応相談）
------	------------------------

15. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	阿久比一期一会ケアプランセンター 管理者 若尾 卓司 知多郡阿久比町大字卯坂字桜ヶ丘195番地 (0569) 47-0205 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
苦情解決責任者	社会福祉法人 一期一会福祉会 指定介護老人福祉施設 阿久比一期一会荘 荘長 沖田 健太郎

※当事業所以外に、お住まいの市町村窓口や国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えられます。

阿久比町役場 (民生部ふくし課高齢介護係)	(0569) 48-1111 (代表)
半田市役所 (高齢介護課)	(0569) 84-0649
知多北部広域連合 (給付係)	(052) 689-2263
東海市役所 (高齢者支援課)	(052) 689-1600 (代表)
大府市役所 (高齢障がい支援課)	(0562) 45-6289
知多市役所 (長寿課)	(0562) 36-2652
東浦町役場 (ふくし課)	(0562) 83-3111 (代表)
※上記以外の市町村 (個別の状況に応じて記載)	
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内 苦情相談室	(052) 971-4165
愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ	(052) 954-6289
一期一会福祉会第三者委員	一期一会福祉会評議員 森山 稔 (0587) 37-6909
	一期一会福祉会評議員 宮田 浩明 (0587) 37-0693

16. 虐待の防止について

阿久比一期一会荘において利用者の人権の擁護、虐待等防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策委員会を定期的を開催、また適宜虐待を防止するための研修を実施するとともに、関係機関と連携を図り、虐待防止のための必要な措置を行います。

17. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

18. その他

居宅介護支援のサービス提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、家族などに連絡すると共に、必要な措置をとります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

阿久比一期一会ケアプランセンター

説明者職名 介護支援専門員氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

(利用者) 氏名

印

(代理人) 氏名

印

続柄